

建退共制度の財政検証について

令和元年度の建退共・給付経理の財務状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念を発端とした株価の下落等に伴い、31億円の運用損失が発生しました。運用損失の発生は、平成20年度のリーマンショック時以来のことになります。

運用損失の発生に伴い、3%の予定運用利回り分の責任準備金繰入等の費用を賄うことができず、令和元年度の給付経理は、214億円の損失が発生し、令和元年度末の累積剰余金は、630億円となりました。

214億円の損失は、昨年度の将来推計の際の見通し85億円の損失を上回る大幅なものとなり、現在の3%の予定運用利回りが維持されると累積剰余金は単年度で約120億円減少し、令和3年9月末の時点で460億円程度まで減少する見込みとなります。

このような状況を踏まえ、建設業退職金共済事業本部に設置され建設業界関係者により構成された運営委員会及び評議員会を本年6月に開催し、予定運用利回りを現行3.0%から1.3%以上1.5%以下に引き下げるとともに、掛金日額を現行310円から320円に改定し、実施時期は令和3年10月1日とすることについて、意見が取りまとめられ厚生労働省へ要望しております。

現在、厚生労働省の労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会で予定運用利回り及び掛金日額に関する議論がされており、取りまとめが行われた場合には、関係法令の改正が行われ、予定運用利回りの引き下げ等が実施される見通しとなっております。

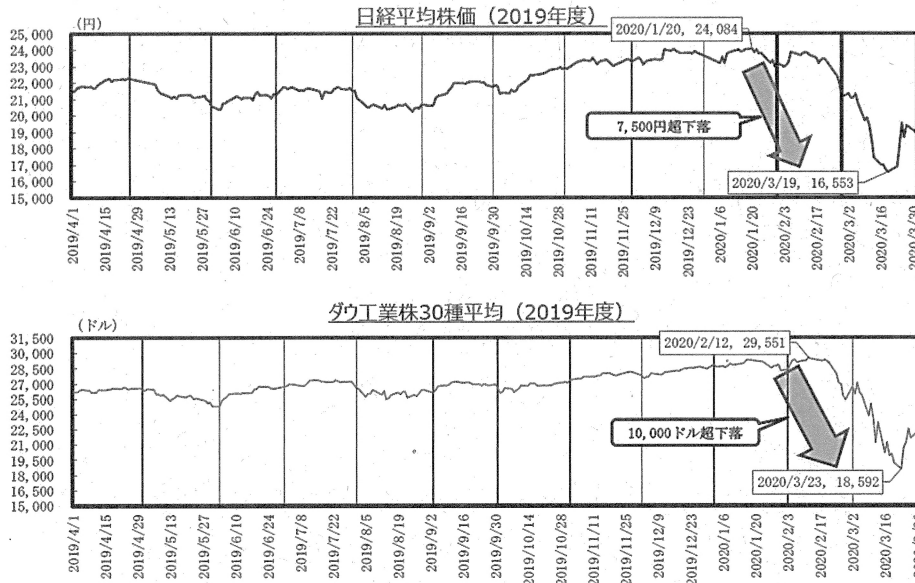
- 建退共給付経理の令和元年度決算における運用資産残高は9,866億円、当期損失金は214億円、累積剰余金は630億円
- 改定後の予定運用利回りと掛金日額については、令和3年10月以降の就労分に適用される予定
- 現行の310円共済証紙については、令和3年9月就労分まで共済手帳へ貼付し、残った共済証紙については、令和3年10月以降、最寄りの建退共代理店（金融機関）で改定後の共済証紙へ交換予定

【建退共本部 HP アドレス】 <http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



1-3. 新型コロナウイルス感染症による金融市場の動向

□ 新型コロナウイルス感染症の拡大懸念を発端とし、株式市場に大幅な変動が生じた。



1-4. 昨年12月における将来の財政見通しの推計と決算

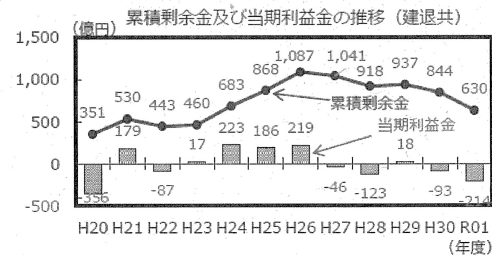
（決算・実績）

建退共における累積剰余金は令和元年度で約630億円。

（昨年12月の財政検証の推計値）

○ 令和元年度は約759億円であり、実績は推計値より減少。

	平成30年度	令和元年度	差分
実績	844億円	630億円	▲214億円
推計	844億円	759億円	▲85億円



2-1. 建設業退職金共済制度における対策について

3 対応案について

昨年12月の財政検証時よりも財政状況は悪化していることに加え、今後、**単年度で約120億円減少**していくと見込まれる。

そのため、**予定運用利回り（現行3.0%）を引き下げる**ことが適当ではないか。

また、制度の魅力を保つために**掛金日額（現行310円）を引き上げる**ことが適当ではないか。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

財務問題・基本問題検討委員会の検討報告書（抄）

（前略）新型コロナウイルス問題の発生に伴う諸情勢の変化を受けて、当委員会では、建退共制度に係る財務状況に関する問題点の整理、検討を行ったうえ、制度の安定的な運営、退職金の水準及び共済契約者の掛金負担能力の観点から、退職金額等の見直しについて、下記の結論を取りまとめた。

- 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。
- 予定運用利回りは、3.0%から引下げることにする。その範囲は、建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進める中で、財政状況の悪化を軽減しつつも、建退共制度の魅力を持続し、退職金の水準を確保する必要があることを考慮し、1.3%以上1.5%以下とすることが適当である。
- 1及び2の実施時期は、令和3年10月1日※1とする。
- 次の事項に留意して、今後の建退共制度を運営するものとする。
 - 建設労働者の処遇改善が図られるように建退共制度の見直しを進めること。
 - 建設キャリアアップシステムを活用しつつ、民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進めること。
 - 累積剰余金の水準等に大幅な変動が生じた場合には、速やかな検討を開始すること。

※1 共済契約者の現行証紙について新証紙に全面的に交換することが必要であることや新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修を行う必要があること等から、それらの準備期間を見込んでいます。

※2 本報告書は、令和2年6月30日の財務問題・基本問題検討会にてとりまとめられ、同日の運営委員会にて了承されている。